

青年等就農計画認定制度（認定新規就農者）

（1）青年等就農計画認定制度、認定新規就農者とは・・・

市が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」において示す、農業経営開始から5年後の経営目標に向かって、新たに農業経営を営もうとする青年等が作成した「青年等就農計画」を市が認定し、計画達成に向けた取組を関係機関・団体が支援する仕組みです。「認定新規就農者」とは、このこの計画の認定を受けた人のことを指します。

（2）認定を受けられる人は・・・

次の①から③のいずれかに該当する人で、計画達成に必要な技術・知識を身に付けており、将来の農業経営の発展の目標を明らかにし、農業で生計が成り立つ所得が得られるような農業経営の担い手となる人

- ①青年（18歳以上45歳未満）
- ②65歳未満で、商工業その他の事業の経営管理等に3年以上従あるいは、農業、農業に関連する事業に3年以上従事した者（ただし、農業経営を営む者となるために活用できる知識・技能を有する者）
- ③法人（①、②の要件を満たす者が役員の過半数を占め、法人の農業に従事している法人）

（3）計画の内容は・・・

- 農業経営の目標（年間農業所得・労働時間等）
- 経営開始のための事業計画（経営規模・経営品目・機械、施設の導入計画等）



（4）計画認定のポイント

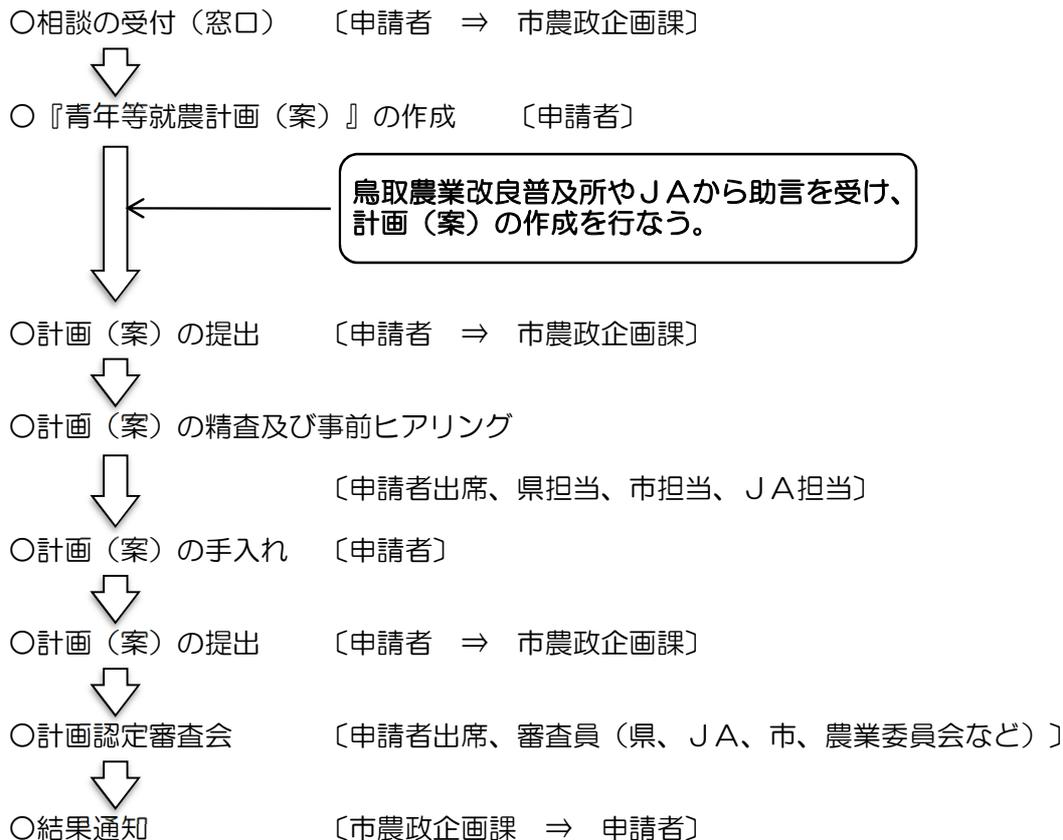
「青年等就農計画」が、市が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」で示している「新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標」に照らして適切で、計画の達成される見込みが確実であること。

*目標とすべき農業経営の指標とは

認定新規就農者については、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得目標 250万円以上（主たる従事者1人当たり。夫婦による共同経営の場合は330万円以上）、農業及び農業関連事業の業務で、他産業従事者や優良な農業経営の年間総労働時間の水準と均衡する年間労働時間 概ね1,800時間（主たる従事者1人当たり）。

問い合わせ先：鳥取市農政企画課 担い手支援係 TEL (0857)-30-8305

～ 青年等就農計画の作成から認定までの流れ ～



【計画認定の申請に必要な書類】

- ・青年等就農計画認定申請書
- ・就農（予定）地が分かる書類
- ・年間労働時間表
- ・経営試算表
- ・機械、施設の減価償却資産表
- ・年間作付体系図

【計画の達成に向けて活用する予定の事業がある場合に追加する書類】

《計画の達成に向け、活用予定の事業がある場合の追加書類》

◆青年等就農資金

- ・資金利用計画

◆就農応援交付金

- ・資金繰り等が分かる資料

◆経営開始資金

- ・経営開始資金申請追加資料
- ・経営を開始した時期を証明する書類
- ・経営を継承する場合は、従事していた期間が5年以内であることを証明する書類
- ・農地及び主要な農業機械・施設の一覧及び納品書等の写し
- ・通帳の写し
- ・前年の世帯全員の所得を証明する書類（市町が発行する所得証明書）

◆就農条件整備事業、経営発展支援事業

- ・資金繰り等が分かる資料（参考様式1）
- ・導入予定の機械・施設の関連資料
（導入の必要性を説明する資料と見積書）

など

※認定新規就農者は毎年、青年等就農計画の達成状況や経営課題等の状況についての市への報告が必要です。また、計画の達成に向けて事業を活用した場合、各事業ごとに定期的な報告が必要です。